

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府亀岡市長

## 公表日

令和6年10月1日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠婦および乳幼児の保健指導に関する事務</li><li>・新生児及び未熟児の訪問指導に関する事務</li><li>・妊娠婦および乳幼児の健康診査に関する事務</li><li>・妊娠の届け出に関する事務</li><li>・発達支援事業に関する事務</li><li>・母子保健事業に関する事務</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児健診メニュー、妊娠婦健診メニュー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 第9条第1項別表(70項)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[      実施する      ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	番号法 第19条第8項 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 こども家庭課 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地 0771-24-5016
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管し、書類を廃棄する場合も特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じているため。	

## 9. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ ] 十分に行っている [ ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である [ ]
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる場所に保管することを徹底し、不要文書を廃棄する場合も特定個人情報が混入していないか複数人によるを行ったことを確認する対策を講じているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	公表日	令和2年3月5日	令和3年7月9日	事後	
令和3年7月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和3年12月6日	令和4年6月20日	事後	
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①こども未来部子育て支援課②子育て支援課 ①こども未来部こども家庭課②こども家庭課長	①こども未来部こども家庭課②こども家庭課長	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	こども未来部子育て支援課	こども未来部こども家庭課	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年6月1日	公表日	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年10月1日	公表日	令和6年6月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①・番号法 第9条第1項別表第一(49項) ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(40条) ②法令上の根拠 項番69の2	①・番号法 第9条第1項別表(70項) ②・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 9. 監査実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	